

会議記録（1）

会議名称	令和2年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会			
開会及び 開会日時	令和2年11月11日（水） 午後1時30分から午後2時30分			
開催場所	北本市役所3階 委員会室2			
議長氏名	会長 関口 明			
出席 委員 氏 名	林田 幸子、柿崎 広、田村 恵司、福山 史江、若山 銀一郎、中村 忠文 宮澤 富夫、関口 明、今井 定好			
欠席 委員 氏 名	岩崎 祥江、山田 憲次、鈴木 義信、佐藤 道子、青木 伸一、 伊東 祐一			
説明者の 職員氏名	保険年金課長 佐々木 由美子、保険年金課主幹 小野 仙太郎			
事務局 職員氏名	健康推進部長 保険年金課主幹	西村 昌志 小野 仙太郎	保険年金課長 保険年金課主任	佐々木 由美子 小峯 明人
会議次第	1 開会 2 諮問 3 挨拶 4 議事録署名委員の選出 5 議事 (1)令和2年度北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について (2)北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について (3)その他 6 閉会			
配付資料	会議次第 (1)北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について・・・【資料1】 (2)令和2年度北本市国民健康保険特別会計補正予算及び補正予算に関する説明書 (3)北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について ・・・【資料3】 (4)北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表 ・・・【資料4】 (5)国民健康保険税 賦課限度額の推移 ・・・【参考資料】			

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	委嘱状交付 西村健康推進部長
会長	<p>北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承されました。</p> <p>また、北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承されました。</p> <p style="text-align: center;">【傍聴人1名入室、資料を配布】</p>
事務局	<p>1 開会 本日の会議は、委員15名中、出席者9名、欠席者6名です。北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件の過半数の委員のご出席をいただいておりますので本会議は成立いたしますことをご報告します。</p>
	<p>2 諒問 西村健康推進部長</p>
会長	<p>3 挨拶 会長 関口 明氏 (一略一)</p>
事務局	<p>4 議事録署名委員の選出 署名委員 福山 史江氏 中村 忠文氏</p>
	<p>5 議事 それでは、北本市国民健康保険に関する規則第4条の規定により、議長を関口会長にお願いします。</p>
議長	<p>(1) 北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について</p> <p>それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。</p> <p>まず、(1) 北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>— 資料1及び資料2を示して説明 — (一略一)</p>
議長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
柿崎委員	<p>補正予算について、窓口が大変混雑するということで、混雑を解消するためにシステム改修を委託するということでしょうか。</p>
事務局	<p>今まで高額療養費の支給については、年齢に関係なく窓口での申請がないと支給できない仕組みとなっていましたが、システム改修を実施することで、70歳から74歳までの方で、一定の要件を満たすことにより窓口</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
柿崎委員	での申請をしなくても支給できるようにするものです。 どのくらい窓口が混雑するのでしょうか。
事務局	毎月400名程度の方が高額療養費の支給対象になっており、毎月申請をするために窓口に来庁されています。また、70歳以上の方の高額療養費の限度額につきましては、8,000円、または18,000円という方が大半であり、診察を1,2回受けければ該当となる場合が多く、還付金の額につきましては数千円程度となっています。そのため、今回のシステム改修につきましては、ご高齢の方の負担を軽減することを目的に、前期高齢者を対象とした制度となります。
柿崎委員	システム改修を委託して、手続きの簡素化を図られるということですね。今回の改修に至った経緯はどうだったのでしょうか。
事務局	平成28年に国より手続きの簡素化に関する制度が示されました。それに基づき、高齢者の方の負担を軽減するための取組を検討してきました。また、新型コロナウイルスの影響もある中で、多くの方が窓口に来庁されている現状も勘案し、早急に改善を図るため、今回、補正予算を計上しています。
議長	他に質問はないようですので、次の議題に移りたいと思います。
	(2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
	続きまして、(2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、事務局から説明願います。
事務局	—資料3、資料4及び参考資料を示して説明—（一略—）
議長	ただいまの説明について質問はございますか。
田村委員	参考資料2枚目の県内近隣市の保険税率等の状況について、賦課割合の応能割と応益割とはどのようなものなのでしょうか。
事務局	応能割につきましては、被保険者の収入や資産等に応じて賦課するものとなっており、所得割と資産割になります。また、応益割につきましては、世帯や被保険者数に対して賦課するものとなっており、均等割と平等割になります。
田村委員	応能割について、北本市で見ると79.74%ということで、近隣市と比べて所得割や資産割に対するウエイトが高いということでしょうか。
事務局	北本市につきましては、他市町村と比べますと、応能割が高くなっています。

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
田村委員	市によってばらつきがあるのはなぜでしょうか。
事務局	<p>各市町村はそれぞれ国民健康保険特別会計にて運営しており、その市町村特有の事情によりばらつきがあるものと思われます。</p> <p>現在、国民健康保険税につきましては、県が保険者となっており、平成30年度に国保運営方針を定め、市町村と共同で事業を行っています。今後、保険税の統一化を目指していく中で、応能割と応益割の比率については同じような比率、50対50が望ましいとされていますので、方式変更等も含めて検討する必要があります。</p>
田村委員	保険税の統一化を目指していく中で、平均所得が低い市町村ではどうなるのでしょうか。
事務局	平均所得が低い市町村では、理論上は所得割部分の負担が大きくなりますが、統一化を目指していく中で所得の差や収納率の差があることからなかなか目途が立っていない状況です。そのため、現状としては、県が示す標準保険税率をもとに、各市町村が国民健康保険税特別会計の中で運営できる税率を設定している状況です。
田村委員	統一化には時間要することでしょうか。
事務局	県におきましても、所得の差や収納率の差を埋めることが難しいこともあります、なかなか進んでいない状況です。
柿崎委員	医療給付費分の限度額が61万円から63万円になるということは、健康保険税率が上がるということでしょうか。
事務局	賦課限度額の引き上げとなりますので、税率ではなく、保険税の賦課に対する上限額の引き上げとなります。そのため、全体的に税率が上がるものではありません。
	改正後の賦課限度額は、医療給付費分が63万円、支援金分が19万円、介護納付金分が17万円となります。
柿崎委員	北本市では保険税の賦課において4方式を採用していますが、今後、県において統一化を図っていく中で、どのように対応していく予定なのでしょうか。
事務局	北本市では4方式を採用していますが、県の標準方式としては2方式となっているため、近隣においてはすでに4方式から2方式へ移行している状況です。北本市におきましても今後の課題として2方式への移行を検討する必要があります。
柿崎委員	他の市町村の限度額についてはどうなっているのでしょうか。
事務局	鴻巣市につきましては、すでに今年度、医療給付費分の限度額が63万円、介護納付金分が17万円になっています。

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
議長	また、近隣市町村におきましても、今年度、本市と同様に議会へ上程し、来年度より限度額の引き上げを予定しているところがあります。
委員	他に質問はないようですので、本日の議題（1）令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）及び（2）北本市国民健康保険税条例の一部改正（案）について原案のとおり行うことには異議ない旨、答申することによろしいでしょうか。
議長	「はい」という声あり。
委員	それでは、異議のない旨、答申します。なお、答申の文面については会長である私に一任いただけますでしょうか。
議長	「お願ひします」という声あり。
事務局	それでは、（3）その他について、事務局からお願ひします。
議長	前回、8月17日に開催の第1回会議におきまして、委員の方から「傷病手当金の適用期間」についてご質問がございました。その後、国より通知があり、適用期間を9月30日から12月31日まで延長することとなりましたので、本市につきましても、12月31日まで延長いたしましたことをご報告いたします。
議長	以上で、予定されていたすべての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。
会長	6 閉会 会長 関口 明 氏 （一略一）
事務局	以上をもちまして、令和2年度第2回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。	
令和 2年 11月 30 日	
会長 <u>関口明</u>	
署名委員 <u>福山次江</u>	
署名委員 <u>中村忠文</u>	